

南桜塚校区地域連絡協議会個人情報の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、南桜塚校区地域連絡協議会(以下「協議会」と称する)が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、協議会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 協議会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 協議会は、この個人情報の取扱規程を少なくとも年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 協議会は、委員になろうとするものから会長に個人情報を提出することにより個人情報を取得するものとする。

2 協議会が取得する個人情報は、委員名簿の作成に必要な氏名、住所、電話番号の他、委員があらかじめ同意した事項とする。

(利用目的)

第5条 協議会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 名簿の作成
- (2) 会議の開催、管理、その他文書の送付など
- (3) その他運営委員会で議決された事業

(管理)

第6条 協議会が収集した個人情報は、会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(外部提供)

第7条 協議会が保有する個人情報は、次に掲げる場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供することができる。

- (1) 協議会参加団体で名簿作成に必要な場合(利用目的範囲内とする)
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(開示)

第8条 委員は、第4条の規程に基づき提供した委員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 協議会は、委員本人から委員本人の個人情報の開示について請求があったとき、個人情報の保護に関する法律第33条第2項各号に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第9条 協議会が委員から取得し、保有している個人情報について委員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。ただし、各委員へすでに配布されている委員名簿等は、委員に連絡することをもって、これに替えることができるものとする。

(苦情相談等)

第10条 協議会における、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は事務局とする。

附則

1 この規程は、令和5年4月30日より施行する。